

### 【後期第7問】

C大学の学生甲・乙は、納得のいかない成績をつけた教授Aに腹いせをするために、Aが居住するマンション(RC造)に放火をしようと話し合った。

平成26年11月10日深夜2時頃、両名は新聞紙、ガソリンを入れたペットボトル等を用意し、周囲に人がいないことを確認したうえで、同マンション内に設置されたエレベーターに乗り込むと、両名ともに軍手を着用し、乙が新聞紙をかご内の床に敷き、これにガソリンを染み込ませた後、甲が所持していたライターで別の新聞紙に点火し、これを床に敷いてある新聞紙に投げつけて火をつけた。その結果、かごの壁面に設置してある化粧シート約平方0.3平方メートルが溶解し、昇化し、一部は消失するに至ったが、かご本体は不燃性の建材が用いられていたため火は燃え移らなかった。また化粧シートが溶解する際には人体に有毒なガスが少なからず発生していた。甲、乙はすぐさまその場から立ち去り、野次馬に混ざってその後の様子を観察していた。そこから30分後には消防車が到着した。消防の消火活動によって、消火活動開始から10分程度で鎮火した。

翌日の昼頃、ニュースで火事の様子が放送されたが、その際に火事の見学をしていた甲の後ろ姿が、服装が判別できる状態で移っていることが判明した。自らの犯行が発覚するのを恐れた甲は、乙に対して犯行時に着用していた衣類や軍手、ライターの処分を依頼した。乙は甲を助けるためにこれらをビニール袋に入れごみ収集日に処分した。

甲、乙の罪責を論ぜよ。